

地籍調査のお知らせ



市の今年度の地籍調査対象区域は、下図のとおり（太線の枠内）予定しています。地籍調査事業とは宅地、田畑、山林など土地一筆一筆を土地所有者の立会いのもとで位置、地目、隣地との境界などを確認する調査です。この調査結果が地籍簿や地籍図として記録され、法務局にて法的に保護されます。これにより市の都市計画事業が円滑に行われるほか、個人的な財産である土地を後々売買や相続するときに起こりうる無用なトラブルから回避することにもなります。この事業に要する経費は国・県・および市で負担しますので個人負担は一切ありません。

なお、今年度調査対象地域に土地をお持ちの方に説明会を実施します。場所、日程については、後日通知文を送付しますのでご協力をお願いします。

●今年度地籍調査事業対象地区
狸穴地内（字秋葉山、馬捨場溜台、皇樹窪など）の一部

問 谷和原庁舎建設課 ☎58
2111（内線8181）
8183

平成24年度 地籍調査区域（太線枠内）



くらしのQ & A

海外からの
「当選金獲得」に注意

Q

海外から「宝くじの当選金を受け取る権利がある」との手紙が届きました。当選金をもらうために5,000円の手数料を送るように書いてありますが、信じてよいですか。（60代女性）

A

「1億円を受け取る権利が発生」などあり、すぐにも高額なお金を受け取れるという印象を持ちますが、送金後に当選金をもらった確認はできていません。「1週間以内に手数料分の定額小為替を返送しないと権利を失う」などと書いてあり、ゆつくりと考える時間を与えずに手数料などを支払わせる手口です。クレジットカードの番号を記入させ、返送させることもあります。手紙は主にオーストラリア、中国、カナダ、ドイツ、香港などからエメールアドレスなどで送られてきます。

手を出さないで！

一度送金したために、いろいろな国から同様の手紙が大量に届くようになります。「いつか必ず当たる」と強く信じ、手数料を長期間払い続けてしまったケースも見られます。

海外の宝くじを日本国内で買うだけでも違法です。絶対に手を出さないようにしましょう。

問 市消費生活センター
（谷和原庁舎1階）

☎25-3288